

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

告 示

鳥取県告示第千四百四十九号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）
第一条の規定に基づき、豚、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお
それがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

兵庫県佐用郡上月町の区域

鳥取県告示第千五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定
に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任した旨の届出があ
ったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 伊 藤 喬 東伯郡赤碕町大字松谷三五三

平成元年十一月十五日退任

目 次

◇ 告 示

豚等の移入の禁止（畜産課）

土地改良区の役員の退任（農村整備課）

土地改良法による換地計画の決定（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）

土地改良事業の認可（二件）（〃）

公有水面の埋立てに関する埋立地の用途の変更等の許可申請（漁港課）

一般国道の区域の変更（道路課）

県道の区域の決定（〃）

県道の区域の変更（〃）

一般国道の供用の開始（〃）

県道の供用の開始（〃）

都市計画の変更（三件）（都市計画課）

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

ふぐ処理師試験等の実施（衛生課）

◇ 公 告

昭和六十二年四月鳥取県告示第三百七十三号中訂正

◇ 正 誤

平成元年十月鳥取県告示第九号中訂正
平成元年十一月鳥取県公報第六千二百二十二号中訂正

鳥取県告示第千五百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る智頭地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千五百五十二号

会見町が行う土地改良事業（非補助事業生鹿野地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十

四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八十六条の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業広瀬地区農道整備）を平成元年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千五百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、気高町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業姫路地区区画整理）を平成元年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千五百五十五号

公有水面の埋立てに關し、埋立地の用途の変更等の許可申請があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条の二第二項において準用する同法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その申請書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間、鳥取県農林水産部漁港課及び岩美町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 申請人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十八年十一月五日 鳥取県指令受漁港第五十七号

三 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二―三八一地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を直線で結んだ線、2の地点と7の地点を直線で結んだ線、7の地点と7―1の地点を直線で結んだ線、7―1の地点と7―2の地点を直線で結んだ線、7―2の地点と7―3の地点を直線で結んだ線、7―3の地点と7―4の地点を直線で結んだ線、7―4の地点と8の地点を直線で結んだ線、8の地点と8―1の地点を直線で結んだ線、8―1の地点から8―4の地点までを順次に直線で結んだ線、8―4の地点と13の地点を直線で結んだ線、13の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線、15の地点から16の地点を通り17の地点に至る昭和五十三年一月二十六日付鳥取県指令受河第六百九十号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線、17の地点から20の地点までを順次に直線で結んだ線、20の地点から21の地点を通り22の地点に至る昭和五十七年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び22の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 網代漁港旧北防波堤灯台跡（北緯三五度三四分四九秒東

経一三四度一七分三二秒）から二一四度四五分五六七・八

〇メートルの地点

- 2の地点 1の地点から三四度三分五〇・〇〇メートルの地点
- 7の地点 2の地点から一二四度三分三五二・六〇メートルの地点
- 7-1の地点 7の地点から二一四度三九分三・九〇メートルの地点
- 7-2の地点 7-1の地点から一二四度三七分三〇・四〇メートルの地点
- 7-3の地点 7-2の地点から三四度三二分一〇三・一〇メートルの地点
- 7-4の地点 7-3の地点から三〇四度一四分三・九〇メートルの地点
- 8の地点 7-4の地点から三四度三分四二〇一・〇〇メートルの地点
- 8-1の地点 8の地点から三〇四度三分二二〇・〇〇メートルの地点
- 8-2の地点 8-1の地点から一度一五分八・〇〇メートルの地点
- 8-3の地点 8-2の地点から一〇〇度六分一六・〇〇メートルの地点
- 8-4の地点 8-3の地点から九度二分六〇・〇〇メートルの地点
- 13の地点 8-4の地点から一〇〇度一七分五四・五〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一〇度一七分二・〇〇メートルの地点

- 15の地点 14の地点から一〇〇度一七分六〇・〇〇メートルの地点
 - 16の地点 15の地点から一二〇度五分八五・四〇メートルの地点
 - 17の地点 16の地点から七十七度二分八四・六〇メートルの地点
 - 18の地点 17の地点から一〇〇度一七分七〇・〇〇メートルの地点
 - 19の地点 18の地点から一九〇度一七分四四・〇〇メートルの地点
 - 20の地点 19の地点から一〇四度五分二三・三〇メートルの地点
 - 21の地点 20の地点から一九四度二分二一九・八〇メートルの地点
 - 22の地点 21の地点から二一三度二分三六二・〇〇メートルの地点
- (三) 面積
一七二、一七五・二九平方メートル
- 四 埋立てに関する工事の施工区域
- (一) 位置
岩美郡岩美町大字網代字先網代四一〇一六地先から同町大字大谷字中野田濱七四三までの陸地及びそれらの地先公有水面並びに蒲生川の河川水面
- (二) 区域
次の各地点を順次に直線で結んだ線及びルの地点とイの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
- イの地点 網代漁港旧北防波堤灯台跡（北緯三五度三四分四九秒東経一三四度一七分三二秒）から二三五度一四分七二六・〇〇メートルの地点
- ロの地点 イの地点から五度三分三五五・〇〇メートルの地点

ハの地点 ロの地点から六六度一四分六一六・〇〇メートルの地点
 ニの地点 ハの地点から八九度一四分二六〇・〇〇メートルの地点
 ホの地点 ニの地点から一五五度一四分三〇〇・〇〇メートルの地
 点

ヘの地点 ホの地点から一二四度〇三分三二〇・〇〇メートルの地
 点

トの地点 ヘの地点から一〇二度三三分九八・〇〇メートルの地点
 チの地点 トの地点から一九二度三三分九〇・〇〇メートルの地点
 リの地点 チの地点から二八二度三三分一五六・〇〇メートルの地
 点

ヌの地点 リの地点から二〇〇度四〇分四一七・〇〇メートルの地
 点

ルの地点 ヌの地点から二一四度三三分三二〇・〇〇メートルの地
 点

(三) 面積

八九六、八九五・八五平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地 約一三・八一〇ヘクタール

関連用地 約三・四〇八ヘクタール

鳥取県告示第千五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年十二月五日から二週間鳥取県土木部道路課に
 おいて一般の縦覧に供する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 前 後 別	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	延 長 (メ ー ト ル)
四三一号	米子市二本木字浜田一〇八六一 三 地 先 か ら 同 市 赤 井 手 字 菰 池 八 二 六 一 一 地 先 ま で	変 更 前 一 二 一 五 〇 七 〇 〇 〇	二 一 三 二 一 五 七 〇 〇	二 〇 六 三 〇 〇
		変 更 後 二 三 一 八 〇 五		

鳥取県告示第千五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年十二月五日から二週間鳥取県土木部道路課に
 おいて一般の縦覧に供する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	延 長 (メ ー ト ル)
溝口伯太線	日野郡溝口町溝口字柳原五九一二地 先 か ら 同 町 溝 口 字 下 町 裏 二 〇 一 一 地 先 ま で	七 〇 〇 一 七 〇	一 〇 六 〇

鳥取県告示第千五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年十二月五日から二週間鳥取県土木部道路課に
 おいて一般の縦覧に供する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変 更 後		変 更 前	
	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉吉江府溝 口線	変更後	日野郡溝口町長山字馬籠原六 四―一地先から同町溝口字柳 原六〇―一地先まで	九・六 四六・四	九〇三・五
	変更前	日野郡溝口町長山字馬籠原七 五―一地先から同町溝口字沢 田五九―二地先まで	五・五 二三・〇	八九一・〇

鳥取県告示第千五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年十二月五日から二週間鳥取県土木部道路課に
 おいて一般の縦覧に供する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
四三一号	米子市二本木字浜田一〇八六―三地先か ら同市赤井手字蕨池八二六―一地先まで		平成元年十二月七日

鳥取県告示第千六百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年十二月五日から二週間鳥取県土木部道路課に
 おいて一般の縦覧に供する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
倉吉江府溝口線	日野郡溝口町長山字馬籠原六四―一地先 から同町溝口字柳原六〇―一地先まで		平成元年十二月八日
溝口伯太線	日野郡溝口町溝口字柳原五九―二地先か ら同町溝口字下町裏二〇―一―一地先まで		

鳥取県告示第千六百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路一・一・一号淀江米子線（変更前三・二・一号淀江米子線）、三・二・一号泉尾高線（変更前三・二・一号淀江米子線）及び三・五・五号陰田町線（変更前三・二・一号淀江米子線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 一・一・一号 淀江米子線（変更前三・二・一号淀江米子線）

追加する部分

米子市古豊千字家向下及び字柳田

変更する部分

米子市尾高字京田ノ一、字京田ノ二及び字花掛ノ一、下郷字井田添、字繩手添ノ一、字河原田、字井手ノ手ノ一及び字上河原、赤井手字菰池、字東菰池、字東天神免、字中天神免及び字西天神免、今在家字谷田、字向谷田、字前谷田、字蓮池、字下井ノ上、字上井ノ上、字下塚本、字上塚本、字安木田、字樋ノ口及び字竹ノ下、蚊屋字前田、字的

場、字箱屋古セノ木、字キノ木、字干摺、字堀廻り、字八幡田及び字

紅梅、下新印字一トロ堂ノ一、字土井ノ前及び字樋ノ下、浦津字村北

一、字村北二、字カフベ、字村西一、字村西二、字円光寺及び字円光

寺二、古豊千字中道、字家通、字家向、字早田、字豊田及び字古屋敷、

福市字下新田、観音寺字戸上山東平、字戸上山西平字奥大塔及び字大

塔山東平、長砂町、宗像字安越谷、字妙見前、字乞食谷及び字宮谷山、

奥谷字大谷原、字山ノ神山、字越岨及び字綿打山、目久美町、大谷町

並びに陰田町

削除する部分

米子市美吉字大谷

2 三・二・一号 泉尾高線（変更前三・二・一号淀江米子線）

変更する部分

米子市尾高字花掛ノ一、字京田ノ二及び字京田ノ一

3 三・五・五号 陰田町線（変更前三・二・一号淀江米子線）

変更する部分

米子市陰田町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千六百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

第一種住居専用地域

変更する部分

鳥取市海蔵寺字池ノ谷、紙子谷字門上谷並びに香取字権限、字小山谷、字元結西側、字元結堤ノ下及び字元結深谷

削除する部分

鳥取市紙子谷字門所谷並びに香取字宮ノ鼻、字於市谷東側及び字小山谷西側

住居地域

追加する部分

鳥取市香取字権限、字宮ノ鼻、字小山谷、字元結西側、字於市谷東側及び字小山谷西側

商業地域

追加する部分

鳥取市海蔵寺字池ノ谷並びに紙子谷字門上谷及び字門所谷
工業地域

追加する部分

鳥取市香取字元結深谷及び字元結堤ノ下

変更する部分

鳥取市香取字元結西側及び字小山谷

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千六百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、羽合都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成元年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画道路一・三・一号羽合泊線（変更前一・四・一号羽合泊線）、三・四・二号羽合中央線、三・四・三号久留東郷湖線、三・四・四号上井羽合線（変更前三・四・九号上井羽合線）及び三・五・二号長瀬久留線（変更前三・四・四号羽合北条線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 一・三・一号 羽合泊線(変更前一・四・一号羽合泊線)

追加する部分

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ浜根荒神、字嘉平柳、字浜根荒神、字高浜、字三ノ中浜、字下村後、字五ノ中浜、字六ノ中浜、字又四郎開、字文助開、字下浜及び字二ノ御建山下、大字南谷字峯及び字助七ヶ峯並びに大字宇野字上大田並びに同郡東郷町大字宮内字弁才ノ一
変更する部分

東伯郡羽合町大字久留字樋口下、大字赤池字下河原、字四郎三堀、字墓廻り、字三ツ石及び字河端、大字上橋津字手崎、字前田及び字向山、大字南谷字ヒジリ、字大谷、字馬ノ山、字大ナル、字下イヤガ谷、字夫婦塚、字大山、字大山谷、字新林及び字二ノ琴引並びに大字宇野字乳母ヶ谷、字馬隠、字下馬山、字中馬山一、字七曲り、字上馬山及び字僧ヶ谷、並びに同郡泊村大字宇谷字僧ヶ谷、字シャール、字高平、字瀧、字清水、字宇野谷、字池田平、字澤、字ナハナミ及び字池田、大字原字渡場並びに大字園字浜山
廃止する部分

東伯郡羽合町大字橋津字下河原、大字南谷字二ノ下イヤガ谷、字奥谷、字勝負谷及び字中山並びに大字宇野字中馬山二同郡東郷町大字宮内字椎山並びに同郡泊村大字宇谷字向山中林並びに大字原字二ノ北谷
2 三・四・二号 羽合中央線
変更する部分

東伯郡羽合町大字久留字樋口下並びに大字橋津字二ノ樋口下
3 三・四・三号 久留東郷湖線

変更する部分

東伯郡羽合町大字光吉字六田ヶ坪、字鍵田、字南津、字浅津及び字長ヶ坪

4 三・四・四号 上井羽合線(変更前三・四・九号上井羽合線)

変更する部分

東伯郡羽合町大字田後字小樋口、字大河内、字二ノ大河下、字内河原及び字三ノ内河原

5 三・五・二号 長瀬久留線(変更前三・四・四号羽合北条線)

変更する部分

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ浜根荒神、字浜根荒神、字高浜、字三ノ中浜、字下村後、字五ノ中浜、字六ノ中浜、字又四郎開、字下浜、字文助開及び字二ノ御建山下並びに大字久留字樋口下

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成元年十二月五日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機	スーパーラスベガスW	株式会社ソフィア
	アラシビクトリーW	
	スケボーキッズ	
	ギャラクシーII	
回胴式遊技機	フェスティバル	株式会社三洋物産
	ガリバースペースナル	
	ガリバーII	
回胴式遊技機	アニマルG	アークテクノ株式会社

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成元年12月5日

鳥取県知事 西 尾 巴 次

- 1 試験期日
 - (1) 学科試験
平成2年1月25日（木）10時から12時まで
 - (2) 実地試験
平成2年1月25日（木）13時から
- 2 試験場所
 - (1) 学科試験
倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所
 - (2) 実地試験
倉吉市東蔵城町2 鳥取県倉吉保健所
- 3 受験資格
 - (1) ふぐ処理師試験
平成2年1月25日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業者若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの
 - (2) ふぐ調理師試験
調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- 4 試験科目
 - (1) ふぐ処理師試験
 - ア 衛生関係法規

<p>イ 公衆衛生学 ウ 食品衛生学 エ ふぐの処理（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。） (2) ふぐ調理師試験 ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識 イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例） ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）</p> <p>5 受験手続 (1) 提出書類 ア ふぐ処理師試験 (イ) 受験願書 (ク) 履歴書 (ケ) 戸籍謄本又は戸籍抄本 (コ) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面脱帽、上半身のもの） (カ) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所（住所地を管轄する保健所をいう。以下同じ。）の長の証明書 イ ふぐ調理師試験 (イ) 受験願書 (ク) 履歴書 (ケ) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面脱帽、上半身のもの） (コ) 調理師免許証の写し</p> <p>(2) 受験願書の提出先 所轄保健所に提出すること</p>	<p>(3) 受験願書の提出期間 平成2年1月5日（金）から同月8日（月）まで</p> <p>6 試験手数料及びその納付方法 (1) 試験手数料 8,940円（実地試験に用いるふぐの代金は含まない。） (2) 納付方法 ア (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。 イ 納付した手数料は、返還しない。</p> <p>7 試験当日の携行品 (1) 学科試験 受験通知書及び筆記用具 (2) 実地試験 受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔な履物</p> <p>8 合格者の発表 平成2年2月8日（木）に所轄保健所に掲示する。</p> <p>9 その他 詳細については、所轄保健所に問い合わせること。</p> <p style="text-align: center;">五 附 則</p> <p>昭和六十二年四月鳥取県告示第三百七十三号（公有水面の埋立てに関する埋立地の用途の変更等の許可について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。</p>
---	--

頁 段 行 誤 正

七 上 十五 サの地点とアの地点 ルの地点とイの地点

平成元年十月鳥取県告示第九号（保安林の指定の解除予定について）
 中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

3 上 十 字桜峠平ラ二 字桜子峠平ラ二

平成元年十一月二十八日付鳥取県公報第六千二百二十二号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 下 後ろから三 交付する。 公布する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】